

消防だより

令和6年9月

令和6年度木更津市消防署スローガン

～市民の思いに寄り添い 市民の笑顔を守ります～

編集・発行 / 木更津市消防署 金田分署

担当 吉原・山口・半沢

〒292-0009 木更津市金田東1-18-1

TEL:0438-40-1119 FAX:0438-40-1190

e-mail: sho-kaneda@city.kisarazu.lg.jp

～台風に備えよう～



台風は毎年大きな災害をもたらします。発生から警報発表までは時間がありますので防災

気象情報を活用して、被害を未然に防いだり軽減したりすることが可能です。災害への備えをもう一度確認してみましょう。

台風が来る前に！！

・物が飛ばされないように

移動、固定、撤去する

・ハザードマップの確認

(河川や高潮による氾濫箇所、土砂災害警戒箇所)

・停電への備え(非常用持ち出し品等)



警戒レベルとは??

！警戒レベル5・緊急安全確保

命を守る最善の行動を

！警戒レベル4・避難指示

↑安全な場所へ避難

！警戒レベル3・高齢者等避難

避難に時間を要する人は避難

！警戒レベル2・大雨、洪水、高潮注意報

避難行動の確認

！警戒レベル1・早期注意情報

災害への心構えを高める

高

低

危険度

必ず
全員避難！

5段階の警戒レベルで避難のタイミングを防災行政無線、きさらず安心・安全メール等でお知らせします。

「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化されました。

災害対策基本法の改正により、令和3年5月20日から台風や大雨による災害時に市が発令する避難情報の運用が変更されました。

「金田地区指定避難所はこちらです」

金田小学校 中島2931-1 ☎0438-41-0009

金田中学校 中島2820 ☎0438-41-0032

金田地域交流センター 金田東6-11-1 ☎0438-97-6292





救急車の適正利用について

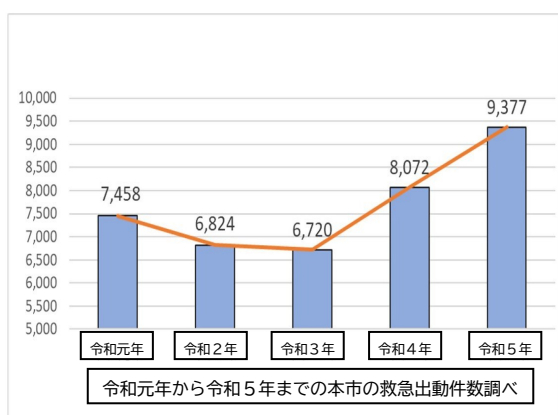


木更津市では、救急車の利用者の6割近くの方が、入院の必要のない軽症の患者となっています。救急車は6台（夜間は5台）で運用しており、出動件数が多くなると遠方にある救急車が出動することになり、現場への到着が遅れてしまうことがあります。

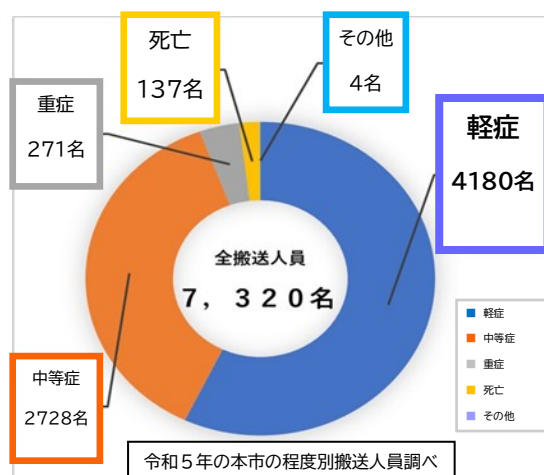
119番通報する前に救急車が本当に必要か、自家用車やタクシーなど一般の交通機関を利用できないか、もう一度考えてください。ご協力をお願いします。

救急車は限られた資源です。本当に救急車を必要としている方のためにも、救急車の適正な利用をお願いします。

救急出動件数



救急搬送内訳



「もし、救急車を呼ぶか悩んだ時は、…」

- ・救急安心電話相談 #7119又は03-6810-1636（平日、土曜日 18:00から翌朝8:00／日曜日、祝日等 9:00から翌朝8:00）
- ・こども急病電話相談 #8000又は043-242-9939（毎日19:00から翌朝8:00）

この救急安心電話は、救急車を呼ぶか・病院に行くか悩んだ時に電話をするとアドバイスしてくれる無料相談電話です。



野外焼却（野焼き）は禁止されています



木更津市では野外焼却（野焼き）から延焼拡大し、火災になった事例が多数発生しています。法律の改正により平成13年4月から廃棄物の野外焼却は、次を除き原則禁止されています。

- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事、焚き火・キャンプファイヤーなど軽微なもの

違反した場合は罰則が設けられています。火をつける前に、今一度ご確認ください。

これらの野外焼却をする場合に消防署では「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を受け付けています。これは、消防署がその実施状況や消火の準備状況を把握するために提出を条例で定めているもので、焼却することを許可又は承認するものではありません。

なお、オンラインで届出をすることもできます。右の二次元コードを読み取っていただくか、木更津市役所公式ホームページトップ画面の「オンライン申請」をクリックし、ご活用ください。

